

2024年2月1日

対ロシア制裁の最新情報 (Russian sanctions update)

本 Circular では、英国、EU、米国による対ロシア制裁に関する最新の重要情報をご案内します。

上限価格措置(プライスカップ制度)

[2023年2月9日付 Circular](#) では、CN コード 2709 と 2710 に該当するロシア産貨物の輸送とそれに対する保険カバーを規制するプライスカップ制度について詳しく解説していますので、そちらも併せてご参照ください。宣誓書(Attestation)の保持・共有は、この制度の導入以来、制度順守のポイントとされてきましたが、今般この宣誓書のモデルが変更される旨が発表されました。

プライスカップ連合(G7、オーストラリア、EU)は、[プライスカップ制度の更新声明](#)を発表しました。今回の変更はプライスカップ制度の効果を高めるとともに、輸送費を不透明にして上限価格を超える価格で購入した石油を偽装しにくくすることで、制裁逃れを防ぐことを目的としたものです。英国と米国では 2024 年 2 月 19 日から、EU では 2024 年 2 月 20 日以降に船積みされる貨物から適用されます。

主な変更点は以下の2点です。

- これまでは宣誓書を年に1度提供する規則でしたが、今後は**宣誓書を航海ごとに提供**することが求められます。貨物を瀬取りで別の船舶に積み替える場合も新しい航海と見なされ、宣誓書の提供が別途必要になります。

航海ごとの宣誓書は以下の要領で提供する必要があります。

- 船主が傭船者またはその他の契約上の相手方から受け取る宣誓書は、船積み前に入手しなければなりません。この点は米国のガイダンスでも強調されています。宣誓書を船積み前に入手しない限り、船主は貨物が船積みされるまで当該貨物がプライスカップ制度を順守したものであるという安心を得られません。EUのガイダンスでは、「顧客から提供された宣誓書を信用しても問題ないと思えるよう、船主は必要なデューデリジェンスを実施することが求められる」と繰り返し強調されています。
- 船主はP&Iクラブに対して、宣誓書を船積みの日から30日以内に提供しなければなりません。この期間内に宣誓書が提供されなかった場合、船主は保険カバーを受けることができません。
- **付随費用に関する項目別価格情報**を、情報にアクセスできる事業者が記録し、船主やP&Iクラブから求められた際に提供しなければなりません。船主は、付随費用に関する情報を30日以内に入手する権利を確保する必要があります。したがって、メンバーにおかれましては、その権利を行使できるようにする適切な条項を契約に盛り込むようにしてください。これを怠った場合、情報提供に関して自らがP&Iクラブに対して負う義務を果たせなくなり、保険カバーが適用されなくなるおそれがあります。P&Iクラブは、船主がこうした情報を入手し、要求した場合にクラブに提供してもらうようにしなければなりません。EU規則833/2014が改正され、サービス事業者は、要求した場合には項目別価格情報を入手できる権利を持つべきと定められました。したがって、メンバーにおかれましては、P&Iクラブやその他サービス事業者とこうした情報を迅速に共有できるよう、30日より大幅に短い期間内に情報を入手する権利を確保するよう検討してください。

英国およびEUのガイダンスでは、記録および共有されるべき項目別付随費用について、以下の情報を盛り込むよう定めています。

運賃保険料込み条件(CIF)契約の場合は、以下の情報が盛り込まれている必要があります。

- 費用: 輸出許可、製品検査、売主の港での商品の出荷および積込にかかる費用、梱包費用、通関費用、関税および税金、商品が損傷または損壊した場合の補償金、船積地/輸出地での港湾使用料および港湾サービス料。
- 保険: 買主の商品が仕向港で引き渡されるまでの輸送にかかる保険費用。
- 運賃: 売主の港から買主の仕向港まで海路または水路で貨物を輸送する費用。
- その他の費用: General Licenceの順守の証明、および取引が法的に行われていることの保証にかかるその他の費用(EU FAQには、「瀬取りを行う際に発生する付随サービスの提供に関連する費用」もこうした費用に含まれると付け加えられています)。

本船渡し条件(FOB)契約の場合は、以下の情報が盛り込まれている必要があります。

- 費用: 輸出品の梱包費用、輸送機関への商品の積込および売主の港への商品の配送にかかるあらゆる費用、輸出税、関税および通関費用、船舶への製品の船積みに伴う輸送・取扱・積込の費用。

提供される宣誓書および費用に関するその他の情報に頼れるようにするために、メンバーは、提供される情報の信用性および正確性を確保すべく、適切なデューデリジェンスを実施する必要もあります。

プライスカップ制度の対象となる原油の輸送に携わる関係者についても注意が必要です。関係者は当初は3つの階層(Tier)のいずれかに分類され、船主やP&Iクラブなど貨物の価格に関する情報を直接入手できない関係者はTier 3に分類されていましたが、英国とEUでは今般、このTier 3がTier 3AとTier 3Bに分けられることになりました。P&Iクラブ、船体(H&M)保険者、貨物保険者、保険ブローカー、船主、船舶管理会社はTier 3AIに、再保険者および融資機能全般を提供する金融機関はTier 3BIに分類されます。英国とEUのガイダンスで定められている宣誓書モデルの変更はTier 3BIには適用されません。

求められる宣誓書の書式とクラブによる保険カバー

上述の変更に伴い、2024保険年度は、本Circularの添付Aにある新たな書式で宣誓書を航海ごとに提供することが求められます。

加入船がロシア産の原油・石油製品の輸送に従事している場合、クラブが支援を提供するためには、メンバーは以下の2点を行っておく必要があります。

- (1) 添付Aにある宣誓書を提出する。
- (2) SPIREレポート([2022年5月19日付Circular](#)を参照)に航海情報を記入して提出する。なお、この情報は、貨物の内容・有無にかかわらず、ロシアへの寄港またはロシア領海の通過後にクラブに提供していただく必要があります。

上述の情報および書類については、提出いただいたのちにクラブが内容を確認し、追加の情報や説明を要求する場合があります。本Circularで言及されている付随費用に関する項目別価格情報を要求する場合もあり、この情報を提供しない場合は、クラブによる保険カバーが受けられなくなる可能性があるためご注意ください。

このような項目別価格情報の要求は、クラブがプライスカップ制度の要件が守られているという安心感を十分に得られない場合や、関係当局からの要請に応じて行われます。クラブが安心感を十分に得られない理由としては、取引関係者に関する懸念がある、クラブ自体のデューデリジェンスから生じる懸念がある、(オープンソースからの報告や関係当局からの要求などをもとに)制度違反の疑いに関する情報を入手した、といったことが考えられます。EU規則では、「管轄当局は、プライスカップ制度が守られているか確認することを目的に、サプライチェーン上のあらゆる者に対して(項目別価格)情報をいつでも要求することができる」と定めています。

クラブはプライスカップ制度が守られていることを最初に確認しなければならないため、メンバーに対する支援の提供が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

EUによる第12次制裁パッケージ

EUは2023年12月18日、第12次対ロシア制裁パッケージを採択しました。海運業界にとって今回の制裁パッケージの目玉は、上述のプライスカップ制度の変更のほか、以下のものが挙げられます。

- タンカー売却の通知 - ロシア人に対して、もしくはロシアでの使用を目的としてタンカーを売却すること、またはそれ以外の方法でタンカーの所有権を移転することを禁止するほか、タンカーを第三国の事業者へ売却する場合は、タンカー売却に関する通知がより一般的に義務づけられるようになりました。EU規則833/2014第3q(4)条では、「加盟国の国民、加盟国に居住する自然人および欧州連合に設立されている法人、法的事業体または法的団体による所有権の移転を伴う、附属書XXVIに記載のHSコードex 8901 20に該当する原油・石油製品の輸送を目的としたタンカーの第三国への」あらゆる販売は、「第1項で禁止されている売却またはその他の所有権の移転を除き、タンカーの所有者が国民もしくは居住者である、または事務所を設立している加盟国の管轄当局に直ちに通知する」と定められています。通知規制は、2022年12月5日から2023年12月19日までに行われた全ての売却に遡及的に適用され、2024年2月20日までに通知する必要があります。2023年12月19日以降に行われた売却については、直ちに通知しなければなりません。
- ロシアで産出された、ロシアから輸出された、またはロシアを通過したダイヤモンド、および第三国で加工されるロシア産ダイヤモンドの直接的・間接的な輸入、購入または譲渡が禁止されます。ロシア産ダイヤモンドの輸入禁止は2024年1月1日から適用され、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドについては2024年3月1日から順次輸入が禁止され、同年9月1日から完全に禁止となります。
- 銑鉄、銅、アルミニウム線、箔管、パイプなど、ロシアの重要な収入源となる商品の輸入制限が強化されます(対象となる金属製品の大半については、2023年12月19日以前に締結された契約の場合、2024年3月20日まで経過措置期間が設けられます)。
- 液化石油ガスの輸入が禁止されます(2023年12月19日以前に締結された契約の場合、2024年12月20日まで経過措置期間が設けられます)。
- 二重用途品および二重用途技術に関する輸出規制が強化されます。
- 輸出業者に対して、特定の機密商品および技術のロシアへの再輸出を契約上禁止することが義務づけられます(2023年12月19日以前に締結された契約については、2024年12月20日か契約満了日のいずれか早い方の日まで経過措置期間が設けられます)。対象となるのは、航空、ジェット燃料、銃器に関する商品、およびCommon High Priority listに記載されている商品です。
- 140を超える団体および個人が新たに制裁対象に指定されます。

ロシア産の燃料油について

EUは今般、FAQ No.18a「EUの船舶がロシア産石油製品を補油することは禁止されていますか？」という質問に以下の斜体の文言を追加し、立場を明確にしました。

「EUの船舶がロシアにおいてロシア産石油製品を補油することは、燃料油の購入がロシアにおける購入者の必要不可欠なニーズを満たすために必要な場合に限り可能である(第3m条第9項)。これは航海中のタンカーの運航のための補油を指す。」

ここでは航海中の「タンカー」の運航に必要な場合には補油が可能とされていますが、これは「石油プライスカップ」に関するFAQを更新したものであるため、全ての船種について当てはまると考えられます。

ロシアが関わる貿易は全て、引き続き非常に厳しい法的制限の対象となっています。適用される制裁措置に違反する貿易については保険カバーが適用されないため、ロシアを経由する貿易やロシア発着の貿易に従事する前に、関係当事者、貨物、取引に関する十分なデューデリジェンスを実施されることをお勧めします。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

詳細については、以下をご覧ください。

[ロシア連邦原産の原油・石油製品に対するプライスカップ政策の実施に関するOFACのガイダンス\(OFAC Guidance on Implementation of the Price Cap Policy for Crude Oil and Petroleum Products of Russian Federation Origin\)](#)

[海事サービスの禁止および石油プライスカップに関する英国の業界向けガイダンス\(UK Maritime Services Ban and Oil Price Cap Industry Guidance\)](#)

[石油プライスカップに関するEUガイダンス:石油プライスカップ - 欧州委員会\(EU Guidance on oil price cap: Oil price cap - European Commission\)](#)

添付A

発行先:

P&Iクラブ名

P&Iクラブ所在地

ロシア産原油・石油製品のプライスキャップ順守に関する航海ごとの宣誓書

船舶名: _____

IMO番号: _____

船積港または船積地: _____

荷揚げ予定地: _____

船積み予定日: _____

傭船者名: _____

1. 被保険者は、ロシア産原油・石油製品(上に詳述)の海上輸送に関して保険カバーの提供資格を持つ当事者によるサービスの提供を受ける場合、その輸送が、英国、米国、欧州連合およびその加盟国(日本やノルウェーなどこれらの国々の同盟国および提携国を含む)の政府によって管理および施行されるプライスキャップ政策をこれまで順守し、現在も順守しており、今後も順守することを表明し保証する。被保険者は、プライスキャップ政策を逃れる、回避する、またはこの政策に違反しようとするを目的としたいかなる行為も行っておらず、今後も行わないことを表明し保証する。
2. 被保険者は、関連する宣誓書、付随費用に関する項目別価格情報および Tier 1 または Tier 2 に属する関係者より提供される報告内容の証拠を含め、プライスキャップ政策の順守に関する情報および文書を、クラブから要求があれば可能な限り速やかにまた要求後必ず 30 日以内にクラブに提供するものとする。
3. 被保険者は、自らがプライスキャップ政策に反する活動に関与した、または関与していると疑うに足る理由をもたらす状況を認識した場合、その状況をクラブに直ちに通知するものとする。クラブは、プライスキャップ政策の違反が起きていると疑うに足る理由をもたらす情報を関連当局に通知することができる。
4. クラブは、いかなる債務または費用についても、保険カバーの提供、クレームに対する支払い、またはそれら債務に関する援助の提供により自らがプライスキャップ政策に違反するリスクにさらされる場合、被保険者に補償しないものとする。クラブは、プライスキャップ政策の違反が起きたと判断した場合、保険契約を直ちに終了することができ、準拠法で認められている責任を超える保険契約に基づきいかなる責任も負わない。

5. 被保険者とクラブは、履行済みの本宣誓書を5年間保持する。

保険契約番号またはその他の照会番号

被保険者名

被保険者所在地

代表者(名前)

代表者役職

署名

署名日

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。